

## 入札公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札（電子入札）に付します。  
なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和2年7月29日

常滑市長 伊藤 辰矢

### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事
- (2) 工 事 場 所 常滑市久米字諏訪山183番地 他
- (3) 工 期 本契約移行の日から令和3年2月28日まで
- (4) 工 事 の 概 要 設計図書のとおり
- (5) 予 定 価 格 160,230,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限価格 有
- (7) 本件入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

詳細な入札方法等は、常滑市建設工事事後審査型制限付一般競争入札実施要綱及び常滑市電子入札実施要綱によるものとします。

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/nyusatsu/1001193.html>

- (8) 本件工事の入札は、開札後に落札決定を保留し、入札参加資格の確認後に落札決定を行う事後審査型の入札です。
- (9) 本件工事の契約は、常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定に該当する契約であるため、落札決定後に落札者と仮契約を締結し、その後常滑市議会の議決を得たときに本契約が成立します。
- (10) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算したうえで入札してください。  
また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

### 2 入札参加資格

- (1) 本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての条件を満たさなければなりません。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下「経営事項審査」という。）を受け、令和2・3年度常滑市入札参加資格者名簿に登録されている者であって、事後審査型制限付一般競争入札参加申込書（様式第1）（以下「参加申込書」という。）の提出日から本件工事の落札決定

までの間、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、常滑市に再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

エ 参加申込書の提出日から本件工事の落札決定までの間、「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付けで、常滑市長と愛知県常滑警察署長が締結した合意書）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

オ 常滑市と契約を締結する本店、支店又は営業所を常滑市に有し、当該本店、支店又は営業所で電気工事業を営んでいること。又は、常滑市と契約を締結する本店を常滑市を除く4市5町内（半田市、知多市、大府市、東海市、阿久比町、東浦町、武豊町、美浜町、南知多町）（以下「知多4市5町」という。）に有し、当該本店で電気工事業を営んでいること。

ただし、支店又は営業所にあつては、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者に限る。なお、営業所とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます（以下同様とする。）。

カ 建設業法第3条の規定により、建設業法別表第一に定める電気工事業の許可を受けていること。また、令和2・3年度の常滑市における入札参加資格の認定において、次に掲げる条件を満たしていること。

（ア）常滑市に本店を有する者は、電気工事の経営事項審査の総合評定値（P点）が600点以上であること。

（イ）常滑市に支店又は営業所を有する者は、電気工事の経営事項審査の総合評定値（P点）が600点以上であること。

（ウ）常滑市を除く知多4市5町に本店を有する者は、電気工事の経営事項審査の総合評定値（P点）が700点以上であること。

キ 平成27年4月1日から参加申込書を提出する前日までに、常滑市及び常滑市を除く知多4市5町が発注した電気工事（新築、改築の区分、構造形式を問わず）について、元請として完了・引き渡した実績（以下「施工実績」という。）があること。（ただし、常滑市内に本店を有しない者は、契約金額が1億円以上の施工実績とします。）なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。

ク 次に掲げるいずれにも該当する建設業法第26条に定める監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

（ア）一級電気施工管理技士の資格を有し、かつ電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（イ）参加申込書の提出日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属会社の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にある者とみなす。

### 3 入札に関する資料等の配布

(1) 本件工事の設計図書は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における入札情報サービスサブシステムからダウンロードする方法により配布します。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(2) 配布期間

令和2年7月29日（水）午前9時から令和2年8月12日（水）午後4時まで

#### 4 本公告及び設計図書に対する質問及び回答

- (1) 本公告及び設計図書に対する質問があるときは、次に定めるところにより書面（任意様式。ただし常滑市長宛とし、代表者名によるもの）を郵送（書留郵便に限る。）または持参することにより提出してください。

##### ア 受付場所

常滑市総務部総務課（片岡・秋葉）

常滑市新開町4丁目1番地（郵便番号479-8610）

電話 0569-47-6103

##### イ 受付期間

令和2年7月29日（水）から令和2年8月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

ただし、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

- (2) 上記の質問に関する回答は、質問受領後すみやかに行います。なお、その回答書は、次のとおり閲覧に供します。

##### ア 閲覧場所

あいち電子調達共同システム（CAL S / EC）の「入札情報サービス」における本公告の掲示箇所において、「質問回答書」として掲載します。

##### イ 閲覧期間

令和2年7月29日（水）午前9時から令和2年8月7日（金）午後4時まで

#### 5 入札参加の申込み

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、電子入札システムの入札参加申込フォームに必要事項を入力し、「事後審査型制限付一般競争入札参加申込書（様式1）」を添付ファイルとして送信してください。

##### ア 参加申込書の提出期間

令和2年7月29日（水）午前9時から令和2年8月7日（金）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで。）

- (2) 期限までに参加申込書を提出していない者は入札に参加することができません。

#### 6 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和2年8月11日（火）午前9時から令和2年8月12日（水）午後4時まで（入札書受付締切予定日時）（電子入札システムの稼働時間は日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで。）

#### 7 入札方法等

- (1) 開札予定日時

令和2年8月13日（木）午前9時00分

- (2) 開札執行場所

4(1)アに同じ。

- (3) 入札回数は1回とします。

- (4) 見積もった金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退してください。

- (5) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をも

って入札した者を落札候補者とします。

- (6) 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札候補者決定価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (7) 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者とします。
- (2) 落札候補者は、開札日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、事後審査に必要な次に掲げる書類（以下「事後資料」という。）を(ア)から順に並べ、袋とじ、割印の上、持参により提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後資料の提出を求めることがあります。

### ア 提出場所

4(1)アに同じ。

### イ 提出部数

1部

### ウ 提出書類

- (ア) 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2）
- (イ) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し
- (ウ) 建設業許可通知書の写し
- (エ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (オ) 2(1)キに示した施工実績を証明する書類
- (カ) 本工事に専任で配置する予定の技術者について、所定の資格を有することを証明する書類の写し
- (キ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- (ク) 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し

### エ その他

- (ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。
- (イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。
- (3) 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。
- (4) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適合通知書の通知を受けた日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その旨を記載した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。  
理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答します。

## 9 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

## 10 入札の無効

- (1) 常滑市契約規則（平成13年常滑市規則第21号）第13条に規定する入札の無効に該当する入札は、無効とします。
- (2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び常滑市建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

## 11 契約締結までの取扱い

契約を締結するまでの間に、落札者が常滑市指名停止取扱要綱の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなった場合、又は合意書に基づく排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、常滑市は一切の損害賠償の責を負いません。

## 12 契約書の作成の要否

要

## 13 契約保証金

- (1) 落札者は、常滑市契約規則第32条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。
  - ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ウ 過去2年の間に国、県及び地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
  - ア 有価証券の提供
  - イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (4) (1)から(3)に掲げる契約の保証については、契約の締結時までには付さなければなりません。また、(2)ウに該当する場合は、契約保証金免除申請書（指定様式）を8(2)の事後資料の提出の際、併せて提出してください（事後資料と一体でなくても可）。

## 14 支払条件

常滑市建設工事請負契約約款の規定に基づき前金払、中間前金払い及び部分払を行います。

## 15 不正行為に対する措置

本件入札に関し、談合、贈賄等の不正な事実が明らかとなったときには、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがあります。

## 16 その他

- (1) 入札参加者は、本公告及び常滑市建設工事関係入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札してください。
- (2) 参加申込書、事後資料等に虚偽の記載をした場合においては、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 事後資料等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (4) 現場説明会は開催しません。
- (5) 配置予定の主任（監理）技術者について
  - ア 配置予定技術者は2名まで記載可とします。
  - イ 落札者は、事後資料に記載した配置予定の技術者のうち1名を当該工事の現場に配置してください。
  - ウ 当案件の参加申込書に記載する配置予定技術者が、工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札の落札者又は落札候補者と決定され、すべての配置予定技術者が不在となった時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任性が求められない場合を除く。）。この場合は入札日までに、入札辞退届を提出してください。
  - エ 実際の工事にあたって、事後資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限りです。これ以外の理由により、事後資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者が本件工事に配置できないこととなった場合には、契約を締結しないこと及び契約を解除することがあります。この場合、常滑市は一切の損害賠償の責を負いません。
- (6) 8(2)ウ(イ)の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」は、発行日が令和2年4月1日以降のものに限りです。
- (7) 8(2)ウ(エ)の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」は、令和2・3年度の常滑市における入札参加資格の認定時において有効なもの、及び、本公告時において有効なものを添付してください。
- (8) 8(2)ウ(オ)に係る書類とは次のいずれかの書類をいい、共同企業体での実績の場合は、当該契約書又は協定書も添えてください。なお、該当する部分に着色する等わかりやすい整理に努めてください。

### ア CORINS登録済の工事実績

記載した工事について、一般財団法人日本建設情報センター(以下「JACIC」という。)の工事実績情報サービス(以下「CORINS」という。)における竣工登録工事カルテ受領書及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテ(竣工時データ)の詳細アウトプットデータ、又は登録内容確認書(処理区分が竣工登録のもの。)(以下「工事カルテ等」という。)

### イ CORINS工事カルテ等の補足資料

CORINS工事カルテ等を保有していない場合、一部不足(竣工登録工事カルテ受領書は保有しているが詳細アウトプットデータを保有していない等)している場合又は工事カルテ等では記載した施工実績が判別しがたいと判断される場合は、記載した工事実績が判別できる補足資料を添付してください。この際、契約書(工事名、発注者、請負者、契約金額、工期の記載および発注者、請負者双方の印のあるもの。変更契約が行われた場合は変更契約書も含む。)及び当該工事の発注者による完了検査の結果合格であったことを証する書面の写しは必ず添付し、その他設計書鏡、工事費内訳書等工事概要が判別できる資料及び受注形態が共同企業体

である場合は出資比率がわかる資料の写しを添付してください。

- (9) 13(2)ウの「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、1件当たりの契約金額が1億円以上の電気工事の契約とし、「数回」とは2回以上とします。なお、当該施工実績を証明する資料として、(8)と同様の書類を添付してください。

(10) 問い合わせ先

ア 入札参加資格及び入札参加申込全般に関する事項

4(1)アに同じ。

イ 工事内容に関する事項

常滑市教育委員会学校教育課（竹内、松田）

電話 0569-47-6129